

国宝『金剛場陀羅尼経』について——藤本論考を承けて——

赤尾 栄慶

On the National Treasure Scripture of the  
*Jingang chang tuoluoni jing* 金剛場陀羅尼經 :  
A Response to Fujimoto Kō'ichi's Paper

Akao Eikei

This paper is a response to the views put forward by Dr FUJIMOTO Kō'ichi 藤本孝一 in his article 'On the National Treasure Manuscript of the *Jingang chang tuoluoni jing* and kōri' 国宝『金剛場陀羅尼經』と評について published in issue 3 of this journal, March 2018. For this, I examine the following four points which allow us to infer the date of the scripture copying.

1. Calligraphic style

The main text as well as the colophon of the scripture was written by the same hand. The Chinese characters are written in large bold strokes betraying a style similar to stela dedicated to Master Daoyin 道因法師碑 and engraved by famous calligrapher Ouyang Tong 歐陽通 (?-691) in year 3 of the Longshuo 龍朔 era (663). The scripture was clearly influenced by the same calligraphic style.

Another important clue is provided by the inscription on the copper plate known as 'Hokke sessō-zu' 銅板法華說相圖 or 'Senbutsu tahō buttō' 千佛多寶佛塔 (National Treasure owned by Hase-dera Temple 長谷寺) believed to have been manufactured in year 2 of the Monmu Tennō 文武天皇 era (698). Its writing style is extremely close to our scripture which suggests that the latter must have been copied not long after the manufacturing of the copper plate.

2. Colophon

A major hurdle in dating the scripture is the fact that the colophon only mentions the sexagenary cycle sign of 歲次丙戌年 giving no details about the imperial era. The system based on the sexagenary cycle is uniformly adopted in the wooden tablets excavated from the Fujiwara Palace 藤原宮 and dating before the enactment of the Taihō Code 大寶律令. Furthermore, the inscriptions on metal and stone of the Asuka 飛鳥 period before the Keiun 慶雲 era adopt the same system.

My paper also examines the use of the character 評 for what will later be commonly written as 郡, which suggests that dating the colophon before the Taihō 大寶 era is the most plausible conclusion.

3. Dyed paper

At the end of the scripture near the scroll bar we find a spot where the paper is not dyed. This seems to suggest that the dyeing was done after the individual folios were pasted together. Notable examples containing undyed paper at the end of the scripture include the *Shengman yi ji* 勝鬘義記 (The British Library, Stein Collection, S. 2660), whose colophon shows it was copied in year 1 of the Zhengshi 正始 era (504), and the fragments of Scroll 28 of the *Dapin jing* 小品經 (brought by the Otani Expedition and currently housed at the Kyoto National Museum), which is believed to have been written in the 6<sup>th</sup> century.

4. The date on the verso and the postscript

The date 'year 18 of the Tenpyō era' 天平十八年 written on the verso of the scripture paper is most likely explained as a later addition (pre-modern or modern?) by someone who concluded that 丙戌年 in the sexagenary cycle must refer to 'year 18 of the Tenpyō era'. The calligraphic style of this notation lacks strength and good proportion. Furthermore, the Chinese characters look like being inscribed with a wooden brush or a brush with a bad tip and the right-side downward slanting stroke of 天 gives the impression of an unnatural manner of writing. It is hard to believe that this was written during the Tenpyō era.

Lastly, the scripture contains a postscript which mentions the name of Bodhisena: 右丙戌天平十八年波羅門僧正入國之歲. The Indian monk Bodhisena 菩提僊那, however, came to Japan in year 8 of the Tenpyō era (736) not in year 18 as mentioned in the postscript. It seems that the latter date was caused by a misunderstanding or some other reason.

\*

There are no doubt exceptions of dates given only in the sexagenary cycle as well as the use of the character 評 for *kōri*. However, before concluding that in the case of this scripture we also have to deal with exceptions it is necessary to take a broader view of the entire picture, including codicological and bibliographical information. In conclusion, there is no reason to suspect that 丙戌 in the colophon refers to year 15 of Emperor Tenmu's era, i. e. 686.

# 国宝『金剛場陀羅尼經』について―藤本論考を承けて―

赤尾 栄慶

はじめに

本稿は、当研究紀要第三号（二〇一八年三月）所載の藤本孝一「国宝『金剛場陀羅尼經』と評について」を承けており、やや遅れた感はあるものの、研究会の席での反論者として名が挙げられていることに対する責任を果たさうとするものである。

般若經に近い雑密の内容を有する『金剛場陀羅尼經』は、隋の開皇七年（五八七）闍那崛多によって翻訳されたことから、国宝『金剛場陀羅尼經』（以下、本巻という）の奥書にある「歳次丙戌年」は、ひとまず、その字すがたから平安時代以前の推古天皇三十四年（六二六）、天武天皇十五年（六八六）、天平十八年（七四六）のいずれかが該当することになろう。

まず、最初に藤本論考の「二『金剛場陀羅尼經』の形状」（同、四四頁）の①と④にある修正すべき箇所を示しておきたい。

① 全長（本紙）を六八一・三センチメートル、紙数（本紙）を十五紙に

修正。

④ 本文は一紙二十七行が基本の書写の形式のようであるが、第一紙及び最終の第十五紙を除く十三紙のうち七紙分のみが二十七行の書写となっている。第五紙から第九紙が二十二行から二十五行となっており、第十四紙は二十六行の書写となっている。首題に関しては「金剛場陀羅尼經」に修正し、更に首題下に翻訳者名などが「三蔵法師闍那崛多訳備」とあることを追加したい。

全長（本紙）に関しては、二〇一六年十月に詳しく見直した際の当方の数字によるものであり、旧表紙の長さは二六・五センチメートル、巻末の跋文は一八・三センチメートルとなっている。全長が「七二二・〇センチメートル」となっているのは、『国宝大事典』三、書跡・典籍（昭和六十一年、講談社）や週刊朝日百科『日本の国宝』九九号（一九九九年一月、朝日新聞社）でも同じ数字であることから、文化庁の資料にそうなっているかと思われる。もちろん、この法量の数字は文化財関係者の誰もが参照するものであり、私も特別展覧会の際にはこの法量を採用したことがある。

一紙に書写される行数については、二十七行が基本のようであり、第一紙及び最終の第十五紙を除く十三紙のうち七紙分一紙長は四六・三センチメートルから四八・一センチメートルのみが二十七行の書写となっている。第五紙から第九紙の五紙は順に二十二行・二十四行・二十五行・二十五行・二十四行、また第十四紙は紙長が四八・〇センチメートルでありながら二十六行の書写となっている。このような不揃いは、天平年間では見られないのではないかと思われる。

更に「その後、約二〇センチ幅で折本になった」（同、四五頁）との箇所は、実際にはおよそ八行ごとに折り目の痕跡が見られることから、横が一四センチ程度の折本であったことになる。

首題に続く翻訳者名の下にある「備」は、親本にあった文字かと思われるが、「千字文」には採録されていないものであり、残念ながら、現段階ではその意味するところは明らかではない。

以上、基本的な形状に関して気が付いた箇所を指摘した。

### 一 字すがたから

本巻は本文・奥書ともに同筆であり、その字すがたは背が高く、中国初唐の書家として名高い欧陽詢の子である欧陽通（？―六九一）が筆を執り、唐の龍朔三年（六六三）に刻された「道因法師碑」（図1）に近似しており、明らかにその書法の影響下にあることは従来からの指摘のとおりである。本巻の書法について、田中塊堂は『日本写経綜覽』（思文閣 昭和四十九年）の中で



図1 書跡名品叢刊『唐 欧陽通 道因法師碑』より転載（1988年、二玄社）

又この経を書の方面からいえば、欧法は初唐の華やかな謂はゞ書法の整理された時代で、用筆法が簡潔で要を得ている為め、細楷に適するので後世多く行われた。通は詢よりも更に外形に特徴がある。この書に於ても緊密な長形の結体と隸風を加味した横画、波法などによって潤達な気を助長させている。而してこの風が後の天平経中に閃めいていることも注意すべきである。（同書一一八頁、一部現代仮名使いに改めた）

と実的確に言い表している。

これほどまでに中国の書法の影響を受けたと思われる写経の字すがたを知らないが、欧陽通が獄中に殺されたことや「道因法師碑」が龍朔三年に刻されたことを考えれば、本巻の「丙戌年」が推古天皇二十四年（六二六）という可能性はまず排除されることになろう。

またこれも従来から指摘されているように本巻の字すがたは、長谷寺所蔵の国宝「銅板法華説相図（千仏多宝仏塔）」（図2）の銘文にも酷似している。



図2 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』より転載（昭和54年、同朋舎）

その銘文中に「歳次降婁」―降婁は十二支では戌にあたり、七世紀の天武天皇十五年（六八六）または文武天皇二年（六九八）と考えられている―とある国宝「銅板法華説相図」との字すがたの酷似性も重要視すべきであり、時代的にも近いと見るのが穏当であろう。銘文中にある「聖帝超金輪同逸多」という表現が、中国の証聖元年（六九五）に則天武后が名乗った尊号である「慈氏越古金輪聖神皇帝」の模倣であるとする福山敏男の「興福寺金堂の弥勒浄土像とその源流（下）」（『考古学雑誌』三十八巻一号）の「註記三二」にある指摘には傾聴すべき点がある。その結果、「歳次降婁」は、天武天皇十五年（六八六）ではなく文武天皇二年（六九八）と考えられ、本巻の書写者が「教化僧宝林」自身なのか否かは判断できないが、「銅板法華説相図」の銘文

との同筆説も一概には否定できないものがあると考ええる。  
また写経は、確かに親本であるテキストを見て書き写すわけであるが、字  
体や筆法などによる字すがたをどれくらい忠実に模倣しているかについては  
定かではない。

## 二 奥書から

### （奥書）

歳次丙戌年五月、川内国志貴評内知識、為七世父母及  
一切衆生、敬造金剛場陀羅尼經一部。藉此善因、往生淨  
土、終成正覚。  
教化僧宝林

### （訓読）

歳は丙戌に次る年の五月、川内国志貴評の内知識は、七世の父母及び  
一切の衆生の為に敬って金剛場陀羅尼經一部を造りたてまつる。此の善  
因を藉りて浄土に往生し、終に正覚を成ぜん。  
教化僧宝林

### （訳）

歳は丙戌にやどる年の五月、川内国の志貴評の内知識は、七世の父母及び  
は、七世の父母及びすべての生きとし生けるものをつつしんで金剛  
場陀羅尼經一部をおつくりしました。この善き因によって（七世の父母  
及びすべての生きとし生けるもの―最終的には結縁した私共も含んで―）浄  
土に往生し、ついに正しい覺りを得ますように（願うものであります）。

教え導いた僧、宝林

抑々、本巻の書写年代が問題となるのは、この奥書に元号の表記がなく「歳次丙戌年」という干支のみの表記しかないことにある。しかし、この干支のみの表記にも重要な意味があると考える。中野渡俊治は「改元と天皇制」の中に、

飛鳥時代には七世紀半ば以降、断続的に年号が定められており、それらはいずれも天皇の徳をたたえること、あるいは天皇の病氣平癒祈願を目的としたものであった。しかし継続的に年号を用いることはまだなく、また実際は干支表記が一般的であった。藤原宮出土木簡などでも、大宝律令制定以前の年紀記載を持つ木簡は、一様に干支表記となっている。

『テーマで学ぶ日本古代史 社会・史料編』一六二頁 吉川弘文館 二〇二〇年

とある。また吉永登の「飛鳥時代の金石文」にも

しかし、今日現存する金石文についていえば、その年次の表記は私年号を別にして、文武天皇の慶雲年間をさかいとし、それ以前は干支で、それ以後は年号を併用すること次の通りである。

『関西大学東西学術研究所紀要』五 九頁 関西大学東西学術研究所 一九七二年

とし、「隅田八幡宮所蔵鏡銘」から「国勝寺蔵下道因勝母骨感器銘（掲載のママ）」までの十七例を列挙している。

このような状況を勘案しつつ、書写（製作）年代が元号で表記されているわが国最古の書跡となると、大宝二年（七〇二）に作成された「御野国（美濃国）」「筑前国」などの正倉院に伝わる戸籍ということになる。

「川内国志貴評」は、現在の大阪府八尾市、藤井寺市付近にあたる。「志貴

評」の「評」については、従来からの指摘の通りであり、古代の朝鮮半島および日本で使われた行政区画の名称である。わが国では大宝元年（七〇一）の大宝令によって、その名称が「国郡里」に改められ、「評」が「郡」の表記となったものである。この「志貴評」は、本巻書写の結縁者である仏教信者らが現在居住している地域を表している。「評」の用語は、天平宝字八年（七六四）や神護景雲元年（七六七）にも用いられている例があるものの、今は「字すがた」や干支のみの表記ということを念頭に入れれば、大宝元年以前の表記と見るのが合理的であると考える。

「七世父母」という表現は、常套句でもあり、七代の父母を遡ってのご先祖の方々のような意味であろうし、これに続く「一切衆生」の衆生とは、生きとし生けるものという意味であるから、現在の有情（衆生）を含むとも考えられる。「藉此善因、往生浄土、終成正覚」とあるのは、この写経の功德によって、七世の父母及び一切の衆生が浄土に往生し、最後には完全なる悟りを成就できますようにと願うものであり、また言外にはこの功德によって結縁した信者らも将来的には浄土に往生し、終に正覚を成さんとの願いも込められていると読みたい。

### 三 染め紙から

巻末の軸付け部分の近くで料紙が染まっていないところがある。これは料紙を継いだ後から染めた痕跡かと考えられる。まるで反物を染めるかのように染め汁に浸けつつも、それを引き上げるために末尾を染め汁の外に出しておいた結果、染まっていない部分が出来たと見られる。

奈良時代の写経所を例にとって装潢の手順について述べれば、まず料紙をキハダで染め、それを継いだ後に打紙を行い、そして界線を引く、すなわち「継・打・界」の順に行つて、この後に経文が書写されることになる。書写の後には、二、三度の校正があり、それを経て表紙や軸が付けられるわけである。

それ故、基本的には巻末の部分が染まっていないことはないわけである。巻末部分が染まっていない写本で最も顕著な例としては、大英図書館スタンコレクションに所蔵される正始元年（五〇四）の書写奥書がある『勝鬘義記』（S二六六〇、口絵）がある。また大谷探検隊将来品で現在京都国立博物館に所蔵される『大品経』巻第二十八残卷（口絵）は、六世紀の書写で高昌国写経かとも見られる一巻であるが、この軸付け部分も染まっていないことが確認されている。

これらは、中国の六世紀頃に行われた例と見ることが出来る。おそらく、このような古い時代のやり方を知っている人物によって、料紙が染められたのではないかと思われる。

#### 四 紙背の墨書及び跋文から

紙背に「天平十八年」の墨書があるのを確認されたのは重要なかもしれないが、これは後人―近世か近代の人―が「丙戌年」を「天平十八年」と考えて、そのように墨書したものと考える。その文字の筆線には力強さと抑揚がなく、木筆または穂先の状態が悪い筆で書いたように見えるし、「天」の最終画の払いの部分にやや作為があるようにも感じられる。とても天平年間に書かれ

たものとは認めがたい。抑々、天平十八年に書かれたのであれば、奥書に「天平十八年歳次丙戌五月」と書けば何ら問題がないはずであるし、そのように書かれたと考える。

また末尾に「右丙戌天平十八年波羅門僧正入国之歳」とある跋文は、「丙戌」を天平十八年とするものであるが、どうも文章が中途になったまのように見える。波（婆）羅門僧正とは、天平勝宝四年（七五二）に東大寺の大仏開眼供養会の導師を務めたことで知られるインド僧菩提僊那のことであるが、菩提僊那が日本に渡来したのは、天平十八年ではなく天平八年（七三六）のことであるから、それを勘違いしたものか、或いはそれ以外に何らかの事情があったのであろうか、ひとまず天平十八年と書いてしまったので、これ以上書き継ぐのを躊躇したとみたい。

まとめにかえて

干支のみの表記や「評」の表記などには当然のことながら例外もあるが、その例外を採用するかどうかは書誌情報を含めた全体像を俯瞰してからのことになろう。

以上、当研究紀要第三号所載の藤本孝一「国宝『金剛場陀羅尼経』と評について」を承けて、巻末の紙背に「天平十八年」の墨書があり、「評」の表記がその後も使われた例が存するとしても、本巻の奥書にある「歳次丙戌年」が天武天皇十五年（六八六）にあたることに何ら問題がないことの立場を表明した。これで、研究会の席での反論者として名が挙げられていることに対する一応の責任を果たしたい。（敬称は略す）

その他の参考文献

- 『墨美』第三五号（一九五四年）
- 福山敏男『日本建築史研究 続編』（一九七二年、墨水書房）
- 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館 図録第三冊『日本古代の墓誌』（昭和五二年）
- 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館 図録第四冊『日本古代の墓誌 銘文篇』（昭和五三年）
- 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』（昭和五四年、同朋舎）
- 書跡名品叢刊『唐 欧陽通 道因法師碑』（一九八八年、二玄社）
- 週刊朝日百科『日本の国宝』九号（一九九七年四月、朝日新聞社）
- 週刊朝日百科『皇室の国宝』五号（一九九九年五月、朝日新聞社）
- 特別展覧会目録『守屋コレクション 寄贈50周年記念 古写経―聖なる文字の世界―』（二〇〇四年、京都国立博物館）
- 上代文献を読む会編『上代写経識語注釈』（二〇一六年、勉誠出版）